

内閣参質一九〇第八二号

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員藤末健二君提出平和安全法制における自衛隊員の安全確保策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出平和安全法制における自衛隊員の安全確保策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁で言及された国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際連携平和安全活動及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置を行う場合の自衛隊員の安全確保については、今後、関係規則等において適切に定めてまいる所存である。

二について

お尋ねの「部隊行動基準」については、個別の状況につきその存否や具体的な内容を明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

